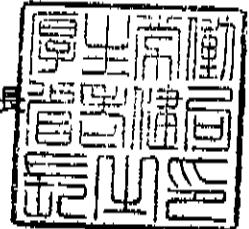


平成18年2月7日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長



「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」の一部改正について

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正法」という。）第2条等の規定が平成17年10月1日から施行され、介護老人保健施設の入所者等から居住費及び食費を徴収することとなったことに伴い、介護老人保健施設の会計処理等について変更の必要が生じたことから「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成12年老発第378号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。



施設運営事業費用	その他の利用料収益	(略)
給与常勤職員給与	(略)	(略)
看護婦給与	(略)	常勤の看護婦(士)、准看護婦(士)等に対する給料・手当
非常勤職員給与	(略)	(略)
看護婦給与	(略)	(略)
経費	(略)	(略)
福利厚生費	(略)	福利施設の負担額、厚生費などの職員及びその家族外福利費に要する(ア)店なる場合における負担額

施設運営事業費用	その他の利用料収益	(略)
給与常勤職員給与	(略)	(略)
看護師給与	(略)	常勤の看護師、准看護師等に対する給料・手当
非常勤職員給与	(略)	(略)
看護師給与	(略)	(略)
経費	(略)	(略)
福利厚生費	(略)	福利施設の負担額、厚生費などの職員及びその家族外福利費に要する(ア)店なる場合における負担額

別表第2 施設名 介護サ-ビス事業別損益計算書  
自平成 年 月 日 至 年 月 日  
(会計区分名)

別表第2 施設名 介護サ-ビス事業別損益計算書  
自平成 年 月 日 至 年 月 日  
(会計区分名)

【施設運営事業損益計算】	合計	介護施設	短期入所介護	通所介護	〇〇介護
I 施設運営事業収益					
1~3 (略)					
4 利用者等施設利用料収益					

【施設運営事業損益計算】	合計	介護施設	短期入所介護	通所介護	〇〇介護
I 施設運営事業収益					
1~3 (略)					
4 利用者等施設利用料収益					

